

感 薬 第 1195 号 の 5
令 和 4 年 1 月 19 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部 長	様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について (通知)

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成 26 年新潟県条例第 88 号)
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 3 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部 (学科) 関係者に周知願います。

担当：感染症対策・薬務課
薬事指導係
平山
TEL：025-280-5188
FAX：025-280-5641





新潟県

新潟県報

発 行 新 潟 県

号 外 1

令和4年1月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

54 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）

告 示

◎新潟県告示第54号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1－{1－[1－(4－ブロモフェニル)エチル]ピペリジン－4－イル}－1, 3－ジヒドロ－2H－ベンゾ[d]イミダゾール－2－オン（通称名：Brorphine）及びその塩類
- (2) 5－(シクロヘキシルメチル)－2－(2－フェニルプロパン－2－イル)－2, 5－ジヒドロ－1H－ピリド[4, 3－b]インドール－1－オン（通称名：CUMYL－CH－MEGACLONE、CUMYL－CHMEGACLONE、CHM－SGT－151）及びその塩類
- (3) メチル＝2－[7－アザ－1－(5－フルオロペンチル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3, 3－ジメチルブタノアート（通称名：5F－MDMB－P7AICA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年1月20日